

陽だまり保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	N P O 法人 KOTO ともそだちネット
事業者の所在地	東京都江東区亀戸 2-6-2-102
事業者の連絡先	03-5836-3225
代表者氏名	理事長 齊藤 伸生

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	陽だまり保育園							
所在地	東京都江東区亀戸 2-6-2-102							
連絡先	TEL:03-5836-3221 FAX03-5836-3226							
施設長氏名	新藤 まき							
開設年月日	2008年4月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	9人	12人	14人	15人	15人	15人	80人
当園の基本理念・方針	<p>【保育の理念】 子どもの気持ちを大切に、子どもにとって一番良い環境と生活づくりを！</p> <p>【保育方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大人との信頼関係の中で、自分も友達も大切にする子ども 2. 生き物や自然の事象に興味を持ち、豊かな感性を持つ子ども 3. しなやかで丈夫なからだづくり 4. ゆたかな遊びの中で育つ知的好奇心から学ぶ意欲 5. 食べることを通じた心とからだづくり 6. 仲間の中で育つ子ども 							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	489.51 m ²
	園庭	0 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造 11階建て集合住宅の1階
	延べ	489.51 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
(乳児室・ほふく室)	2 室	
(保育室・遊戯室)	3 室	3・4・5歳児各1室
(調乳室)	1 室	
(沐浴室)	1 室	
(調理室)	1 室	
(保育士室)	1 室	
(事務室)	1 室	

(5) 職員体制 (2024年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
(園長)	1 人	1 人	0 人	
(主任)	1 人	1 人	0 人	
(保育士)	20 人	17 人	3 人	
(保育補)	8 人	0 人	8 人	
(事務職員)	1 人	1 人	0 人	
(栄養士)	1 人	1 人	0 人	
(調理員)	3 人	2 人	1 人	
委託医	1 人	0 人	1 人	天神通りクリニック
委託歯科医	1 人	0 人	1 人	まつしろ歯科クリニック

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	9時00分～17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	18時30分～20時30分
	保育短時間	7時30分～9時00分 17時00分～20時30分
開所時間	月～金曜日	7時30分～20時30分
	土曜日	7時30分～20時30分
休園日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

延長保育

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める保育料
延長保育料（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める保育料
夕食費	1食200円×回数
補食費	保育料に含まれているので別途で頂きません。

スポット延長保育

利用者負担保育料	利用子どもが居住する市町村が定める保育料		
延長保育料（月極）	利用子どもが居住する市町村が定める保育料		
実費徴収	夕食費	1回当たり	200円
	補食費	1回当たり	50円
	※布おむつ代（カバー付き）	1か月	6710円
	親子遠足代保護者分	1回	実費÷参加人数
	保育参観時の給食試食代	1回	350円
その他（希望者のみ）	手ぶら登園（紙おむつサブスク）	業者と直接契約	

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- ・第21条に規定する保育時間において、保育所保育指針に基づく保育を提供する。
- ・2時間延長保育事業およびスポット延長保育を実施する。
- ・保護者の病気や出産、家族の看護などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、江東区の決定により、一時的に保育を実施する。緊急一時保育の内容は、江東区私立保育所緊急一時保育実施要綱に準じて実施する。
- ・その他保育に係る行事を実施する。

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園・進級を祝う会、保護者会
5月	お楽しみ会、歯科検診、遠足（年長・年中）
6月	保育参観・個人面談、お泊り保育（年長）、観劇会、全園児検診、
7月	お楽しみ会（七夕）、プール開き、あやめ訪問
8月	スイカ割り、ワンナイトカーニバル（年中）
9月	陽だまりまつり、お月見（食育）、保護者会
10月	運動会、遠足（年少）
11月	親子遠足、保育参観・個人面談、全園児検診、移動動物園
12月	もちつき会、クリスマス会、演奏会
1月	獅子舞
2月	節分豆まき、生活発表会、
3月	試食会、卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

入園の決定	児童福祉法第24条の規定に基づき区市町村より選考を受けた者
退園	次の各号に該当したとき 1.児童福祉法第24条による入所理由を解消したとき 2.その他区市町村からの要請があり、協議の上適当と認められたとき 3.園児の保護者より対処の申し出があり、所定の手続きを終了したとき
利用に当たっての留意事項	<p>■月極保育について</p> <p>*延長保育は、月単位での登録となります。別紙申込書を提出して下さい。利用基準は、18:30を過ぎて保育を必要とする（就労等）ことが、週1日以上、又は月4日以上ある場合です。0才児クラスから5才児クラスまで定員枠はありません。（保育体制上、受け入れ困難な場合にお断りすることがあります）</p> <p>*登録・解除は前月末日までをお願いします。新規に登録される場合は、就労証明書などの提出をお願いします場合があります。</p> <p>*5日までに登録の解除がない場合は、利用回数が少なくても、月額延長保育料をいただくこととなります。</p> <p>*延長保育料は江東区の規則によって定められた金額となります。</p> <p>*1時間延長の場合は、希望される場合に補食を提供します。（補食の費用は、江東区の補助金に含まれているので、いただきません。）</p> <p>*夕食は2時間延長で、希望される場合に提供します。</p> <p>■感染予防</p> <p>*集団生活の場ですので、保育室や遊具の清掃消毒、職員や子どもの手洗い、ペーパータオルの使用など、各種感染予防のための措置を講じています。予防接種の公的接種の利用についてご家庭のご協力をお願いします。</p> <p>*園児やご家族に感染症が疑われるときは、必ず医師の診断を受け保育園にお伝えください。</p> <p>*ご家族が感染症にかかれた時は、ご連絡を下さい。なお、送り迎えのご家族が病気にかかっている場合は、玄関での対応となりますので、インターホンで事務所に声をかけて下さい。</p> <p>■保育園をお休みするとき</p> <p>*園をお休みすることが事前にわかっている時は、早めにお知らせください。</p> <p>*ウェルキッズのアプリから、連絡いただけます。</p> <p>アプリから欠席などの連絡をする場合は、当日9時AMまでに入力してください。9時以降は、お電話でご連絡ください。</p> <p>◆保育園での薬の取り扱い</p> <p>*投薬は、お医者さんで処方されたお薬に限り、保育園での投薬回数は1回とします。できるだけご家庭での投薬ですむよう、朝・夜2回での処方をお医者さんと相談してください。</p> <p>*日計表に薬の有・無を記入し、投薬の時間、注意点などを記入した与薬依頼書・お薬の説明書と一緒にビニール袋に入れ、保育士に手渡しをして下さい。</p> <p>■食物などアレルギー疾患への対応について</p> <p>*お子さんがアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出下さい。</p>

(11) 嘱託医

医療機関の名称	天神通りクリニック
医院長名	黒田 徹
所在地	東京都江東区亀戸 3-46-2-101
電話番号	03-5628-1311

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	まつしろ歯科クリニック
医院長名	角田 直哉
所在地	東京都江東区亀戸 1-43-9
電話番号	03-3682-3418

(13) 緊急時における対応方法

職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置をこうじます。保育の提供により事故が発生した場合は、保護者、江東区に連絡するとともに、必要な措置をこうじることとします。

【管轄する消防署】

消防署名	城東消防署
所在地	東京都江東区亀戸 6丁目 42-9 ・
電話番号	03-3637-0119

【管轄する警察署】

警察署名	城東警察署
所在地	東京都江東区北砂 2丁目 1-24 ・
電話番号	03-3699-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	新藤 まき
消防計画届出年月日※	2008年4月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・非常警報装置・オートロック・防犯カメラ・学校 110 番
避難場所	江東区立第一亀戸小学校
緊急時の連絡手段	電話・ICTシステム（ウェルキッズ）・HP・X・インスタグラム

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	平林 彰子	看護師
相談・苦情解決責任者	新藤 まき	施設長
第三者委員会	入園案内にてお知らせします。	民生委員 1名

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努め、また要望・苦情等の内容を記録し、区からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、区に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設損害賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険
保険金額	対人 1名につき 3000万円 1事故につき 3億円 対物 1事故につき 500万円

(17) 個人情報取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(18) その他保護者に説明すべき事項

【虐待防止について】

職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行いません。

*本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

【乳幼児突然死症候群について】

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。原因はよくわかりませんが、1歳未満の乳児期に起きています。育児環境のなかに発生率を高める因子があることがわかっています。

*乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策を講じています。

- (1) 2人以上の職員で睡眠を見守っています
- (2) 赤ちゃんの様子を定期的に観察します
- (3) 枕は使いません
- (4) 顔が見えるように暗くなりすぎないように寝かせています
- (5) 布団の周囲に危険なものを置かない等、気をつけています
- (6) 0歳児は5分、1.2歳児は10分ごとに睡眠チェックを行っています